

日本歯科医学専門分科会からの次期診療報酬改定等に係る要望事項の取り纏め(歯科点数表の項目ごと)

(◎)重要項目　○重要項目　■重要項目　■重要項目の明記のないもの)

平成13年10月10日

		中・長期的問題としての意見・要望		その他の意見・要望
既存項目に対する改善点		新規導入項目	既存項目に対する改善点	
基本診療料	<ul style="list-style-type: none"> ①小児のライフルを導入された初診時診査項目の保険給付(小児) ○かかりつけ歯科医が診料の改正(小児) ・初診料・再診料の点数の引き上げ(理工) ・初診時歯科診療取扱い加算の見直し(小児) ・かかりつけ歯科医の要件の大幅緩和(全国) ・初診料及びかかりつけ歯科医初診料の一本化(医療管理) ・歯科初診料の引き上げ(医療管理) ・初再診料に対する病院歯科加算の見直し(老年) 		<ul style="list-style-type: none"> ・既存項目に対する改善点 ・新規導入項目 	<ul style="list-style-type: none"> ・診療項目の充実(理工) ・馬鹿と全身の健康や病状説明及びセラピーフォン・生活指導に対するコンサルテーションの評価(審査) ・自転車座面・腰皮筋助動車座面強度(ヘルスオーサシメーター)、心肺評などの適切なモニタを適宜選択・使用することの積極的推進と併用(点数評価)(保存) ・要観察歯に対する評価(う創活性性試験)の点数評価(RDTテスト、ミューヴーテスト等)、口腔内背景指導の点数評価(保存) ・好食癖下における評価(老年) ・咀嚼機能や咀嚼機能を評価する診断機器の開発と点数化(理工) ・診査や治療の進め方を前進に応じてさらに効力的に決める(審査) ・歯科治療に必要な歯口腔領域における形態と機能に附する検査(理工) ・機能回復状態を把握できる検査システムの構築(理工) ・臨床上必要な画像検査の制限撤廃と適切な検査法の普及により診療上のトラブル、医療事故の防止が図られることの認識の必要性(放射線) ・同じ内容の画像診断であれば医科・歯科共同評価の確立(放射線) ・先天性歯牙疾患を有する小児の歯出装置及び歯齶矯正装置が対する保険給付(小児) ・小児の歯齶習癖に対する保育等(副板並びに接觸)に対する保険給付(小児) ・小児歯科疾患に対する対応法の評価(小児)
指導管理等	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科治療における感染防止対策(保存) ・う歯の従事的長期管理評価制度の改正(小児) 	<ul style="list-style-type: none"> ○周術期ならびに処置時の管理に対する評価(外科) 	<ul style="list-style-type: none"> ・歯周病組織管理料の新設(口腔衛生) ・口臭患者に対する指導料の新設(口腔衛生) ・口臭患者に対する指導料の新設(口腔衛生) 	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科修復料に対するアレルギーテストの点数化(理工) ・下顎運動障害の適用範囲の拡大(補綴) ・チエック・バイトの算定範囲の拡大(非久掛補綴)(理工) ・咬合扶正の新設(老年)
在宅医療	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅・訪問診療の後方支援としての人院下歯科治療(外科) ・老人および青年者の施用部位を基礎とした基本検査を一般と同様の点数を基礎とする(審査) 	<ul style="list-style-type: none"> ○口腔形成、機能に対する評価項目の検討(外科) 	<ul style="list-style-type: none"> ・心・肺機能測定機器を用いた患者監視料(モニタ料)の適応の明記(麻酔) ・小児の全身疾患者のモニタリングに対する給付(小児) ・歯科診療におけるC型肝炎抗体検査の評価(異物療法) ・感染症の検査および対策(老年) ・唾液検査の新設(老年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科修復料に対するアレルギーテストの点数化(理工) ・歯周病原細菌に対する細菌検査の新規導入(歯周) ・身体状態の悪い高齢者への入院治療の評価(老年) ・寝たきり、痴呆患者に対する治療の難度加算(老年) ・身体運動機能患者に対する虐待治療の評価(老年)
検査				

次期診療報酬改定に対する意見・要望		中・長期的問題としての意見・要望		
既存項目に対する改善点	新規導入項目	既存項目に対する改善点	新規導入項目	
画像診断 ・デジタル撮影時のフィルム料の算定(外科) ・専科(デジタル)X線撮影形に因する割限 拡張(放射線)	・画像診断管理料の新設(放射線) ・小照射野専科用X線CT装置による検査 料の新設(放射線) ・透視診断(喉下造影検査)の新設(障害者)	・画像診断行為(撮影、読影、回収管理)に対する医科並みの診療報酬上の割限(放射線) ①専科部診断器料に因る障害者に対する再肝臓やエビデンスに対する再肝臓(外科) 予防的考え方の導入(歯周予防・歯周疾患予防)(口腔衛生) ・炎症疾患から予防に焦点を当てた保険医療制度へのシフト(歯周) ・予防医療の必要性(老年)	・身体運動機能障害者に対する専科治療の評価(老年) ②専科部診断器料に因る障害者に対する再肝臓やエビデンスに対する再肝臓(外科) 予防的考え方の導入(歯周予防・歯周疾患予防)(口腔衛生) ・専科部診断器料から予防に焦点を当てた保険医療制度へのシフト(歯周) ・専科部診断器料の在り方(科学的根拠に基づいた診断・治療や予防を考える)(歯周) ・歴史が低く、以降への多い治療への評価(基礎) ・専周治療ガイドラインの見直し(口腔衛生) ③専科部診断器料の価格改定について(修正) ・ホスピタルフィーの評価と削除(医療管理)	
投 药			・産業応対物処理料の新設(医療管理)	・日本歯科医学會16分科会で承認された 既定医への診療報酬への還元(歯周) ・専科診療報酬点数表への専科技術料の 明記化(医療管理) ・専科の慢性疾患における長期間処方(薬 物療法) ・専科における小児用抗歯剤の適応(藥 物療法)
注 射				
リハビリテーション			・急性期臓器不全に対する抗生素や殺菌剤の ボケットへの局所投与の適用(薬物) ・歯周疾患診療体系に関する改正(小児) ・専周疾患診療体系に関する改正(小児) ・メイテンナンス専科診療報酬体系下にお ける見直し(歯周) ・SRP、ポケット搔爬、歯周ポケット搔爬術 の明確化と統合(歯周)	○専科点数表における用語・告示番号等 エビデンスに基づいた整理(外科) ○専科医師の教育・研修と専科診療報酬 体系との関わり(外科) ・専科部医学・歯科衛生などの危機管 理学の生涯学習の実践化(麻酔) ○専科における混合診療の法制化ヒル ル(アカデミック)(医療管理)
処 置	・根管治療の評価(難治例の点数評価)、細 菌培養検査の再肝臓(難治例外因の正 当な肝臓、CDT)肝臓知能評価、電気歯髓診 断の点数評価、温度診の点数評価(保存) ・変色歯の治療(理工)	・専科保有率法の再肝臓(難治例外因の正 当な肝臓、CDT)肝臓知能評価、電気歯髓診 断の点数評価、温度診の点数評価(保存) ・専科部診断器料より高くなる(口腔衛生) ・スケーリングを「専門的歯垢・歯石除去」 または「ptc」に名称変更する(口腔衛生) ・歯周基本治療の2回目以降の減額条項 の放棄(口腔衛生) ・ラバーダム防湿の見直し(小児)	67	

次期診療報酬改定に対する意見・要望			
	既存項目に対する改善点	新規導入項目	中・長期的問題としての意見・要望
	既存項目に対する改善点	新規導入項目	その他の方見・要望
処 備	<ul style="list-style-type: none"> ・暫間固定装置の形状の細分化(歯周) ・暫間固定装置の適応拡大(歯周) ・SRP、ポケット清掃、歯周ポケット搔爬術の明確化と統合(歯周) ・歯周治療にペイトガードによる咬合治療の導入(歯周) ・歯周治療用装具の評価とその見直し(歯周) ・障害者特認診療料加算の見直し(障害者) 	<ul style="list-style-type: none"> ・暫間固定装置の形状の細分化(歯周) ・暫間固定装置の適応拡大(歯周) ・SRP、ポケット清掃、歯周ポケット搔爬術の明確化と統合(歯周) ・歯周治療にペイトガードによる咬合治療の導入(歯周) ・歯周治療用装具の評価とその見直し(歯周) ・障害者特認診療料加算の見直し(障害者) 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期払いに対する対応(医療管理) ・電子的手法によるレセプト、カルテ、並科医療評価制度の検討(医療管理) ・医科的歯科領域での疾患に対する回復検査の医科点数並用は何かの制限もないこと(放射線とを組立員に周知徹底させること)(放射線) ・医療改革全体について(基礎) ・国民医療費に占める歯科医療費の比率を引き上げること(基礎) ・医科医療費の割合をGDPに対する比重で比較する(基礎) ・保険医療費総額の抑制は医療の質の低下につながる(歯周)
手 術	<ul style="list-style-type: none"> ①歯科固有の手術におけるリスクアグリューションマネジメントに配慮した再評価(外科) ②根治的頸部郭剥術(頸部郭剥術PRND)掲載適正化と告示化(外科) ③折筋の創傷処理に対する医科との整合性(外科) ・歯肉弁移動術の適応を1回から1歯単位に変更(歯周) ・歯周組織の形態不良を修正するための歯周外科の導入(歯周) 	<ul style="list-style-type: none"> ○インプラントの口腔観鏡面再延への保険導入(外科) ○手術を伴わない口腔外科疾患の処置評価(外科) ・再植術の導入(保存) 	<ul style="list-style-type: none"> ・レーザー治療の推進(歯周)
麻 醉	<ul style="list-style-type: none"> ・筋肉片伝導麻酔のみかに後に臼齒導物と大口蓋孔を削除し、伝道麻酔の下顎孔、脛膜下孔のみかに含むる(麻酔) ・浸潤麻酔の効用と薬剤料の算定を認め(麻酔) ・吸入鎮静法の点数の改正(麻酔) ・吸入鎮静法の適応の明記(麻酔) 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者および基盤疾患を有する患者の脇膜内鎮静法 ・入院手術・処置時における脇膜内鎮静法の評価(外科) ・特殊麻酔物料の算定(麻酔) 	<ul style="list-style-type: none"> ○支台歯形成の個別の評価(補綴)
放射線治療			
			○金瓜針治体による急速処置の評価(補綴)

次期診療報酬改定に対する意見・要望			
既存項目に対する改善点		新規導入項目	中・長期的問題としての意見・要望
	既存項目に対する改善点	既存項目に対する改善点	既存項目に対する改善点
◎部分床義歯の印象採取得料の評価(補償)	硬質レジン前装冠の保険範囲の拡大(補償)	既存項目に対する改善点	その他の意見・要望
◎床刷子を間接法により調整する場合の 咬合探取料の別途算定(無線)	乳歯欠損に対する小児義歯の保険給付 (小児)	既存項目に対する改善点	既存項目に対する改善点
・歯冠修復処置時のラバーダム防護法の 評価(保存)	既存項目に対する改善点	既存項目に対する改善点	既存項目に対する改善点
・歯冠形成修復における歯質、特に象牙 質接着技術解説料の算定(理工)	既存項目に対する改善点	既存項目に対する改善点	既存項目に対する改善点
・支台鍛造技術及び材料の算定(理工)	既存項目に対する改善点	既存項目に対する改善点	既存項目に対する改善点
・歯冠前装用光加成型硬質レジンの点数 化(理工)	既存項目に対する改善点	既存項目に対する改善点	既存項目に対する改善点
・CR冠の加算範囲の見直し(小児)	既存項目に対する改善点	既存項目に対する改善点	既存項目に対する改善点
・乳幼児・障害者加算料者への補助物維 持費型料の算定について(障害者)	既存項目に対する改善点	既存項目に対する改善点	既存項目に対する改善点
○平行模型料の算定期制の見直し(補 正)	◎唇頬口蓋裂以外の先天性疾患やの不 正咬合に対する矯正治療の保険導入に ついて(補正)	既存項目に対する改善点	既存項目に対する改善点
歯科矯正	既存項目に対する改善点	既存項目に対する改善点	既存項目に対する改善点
老人特需診療料	老人歯科治療に対する評価(基礎) ・乳幼児診療料に似た有床・在宅高齢 者加算(老年)	高齢者医学管理料の新設(老年) ・高齢者有床診療料名加算(医療管理)	既存項目に対する改善点

小児学会

指導及び記録として年1~2回の口腔・顔貌写真（5枚以上）に対する給付

(3) 印象採得石膏模型料

指導及び記録として年1~2回の口腔の印象採得及び石膏模型に対する給付

(4) 口腔現在歯数う蝕歯肉歯垢歯列咬合状態チャート記入料

初診時に行う口腔現在歯数う蝕歯肉歯垢歯列咬合状態チャート記入に対する給付

(5) フッ素塗布料

初診日ないしは初診月にすべての小児歯科患者に平等かつ公平にフッ化物局所応用ができるよう保険の給付

(6) 患児個人刷掃指導料

初診日における患児個人刷掃指導に対する給付

(7) 診療への導入対処対応法料

初診日における診療への導入対処対応法に対する給付

(8) 口腔健康管理個人指導法料

間食等生活習慣に対する口腔健康管理個人指導法に対する給付

(9) 食事摂取患児個人指導法料

咀嚼機能の発達に問題をきたした子供に対する指導と訓練に保険給付

(10) 初期う蝕検知器 (DIAGNOdent™) 検査料

従来から行われてきた探針による診査は、歯質を破壊しうる蝕を誘発させるとの報告もあり、それに代わるものとして最近開発されたレーザー光による初期う蝕検知器 (DIAGNOdent™) 検査に対する給付

(11) バイオフィルムの除去を目的としたPMTC料、3DS料

歯垢清掃に関する自己管理ができない小児に対するバイオフィルムの除去を目的としたPMTCや3DSなどのプロフェッショナルケアに対する給付

○ 2. かかりつけ歯科医初診料の改正

低年齢の非協力児や障害児は印象採得や口腔内写真撮影が危険で困難な上に保護者に直接患児の口腔内を見せながら説明するため、印象採得及び口腔写真は撮影しなくてもよいこと

3. う蝕の継続的長期管理評価制度の改正

(1) う蝕多発傾向者判定の見直し、カリエスリスク判定の新設ならびに給付

(2) ハイリスク、ローリスクに応じた継続管理IとIIの新設

(3) 成功報酬的評価の見直しと1年間の管理評価および指導に対する給付

4. ラバーダム防湿の見直し

歯科治療時において小児は体動が激しく、安全面の確保のためにもラバーダム防湿は非常に重要な処置行為です。加算点数でなく独立項目として処置を行うごとに点数算定